

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月20日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例等の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市市税条例等の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第41条第1号エ中「第15条の8」を「第15条の15」に改める。

附則第11条の見出し中「第64条」を「第15条の9の3」に改め、同条第6項中「第15条第26項第1号イ」を「第15条第25項第1号イ」に改め、同条第7項中「第15条第26項第1号ニ」を「第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「第15条第26項第2号イ」を「第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同条第11項中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改め、同条第12項中「第15条第43項」を「第15条第42項」に改め、同条第13項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第15項中「第64条」を「第15条の9の3第1項」に、「零」を「3分の1」に改める。

附則第13条中「第7条第13項」を「第7条第17項」に改める。

附則第15条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第30条第7項の規定の適用を受ける」を「第30条第3項に掲げる」に改め、「3輪以上の」の次に「法第446条第1項第3号に規定する」を、「ガソリン軽自動車」の次に「（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）」を加え、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第30条第8項の規定の適用を受ける」を「第30条第4項に掲げる」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の2を削る。

附則第21条第3項を削る。

(海老名市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 海老名市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の改正規定を削る。

附則第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）

の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 第1条の規定による改正前の海老名市市税条例（以下「旧条例という。」）附則第11条第15項の適用を受けた資産に対して課する固定資産税については、当該資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された旧条例附則第16条の2及び第21条に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。